

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第18条において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜勤手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の3 <u>住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、管理者の定める額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者の定める職員を除く。)に支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第19条において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>日直手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の3 <u>住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</u></p>

(夜勤手当)

第11条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

第12条～第17条 (略)

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第18条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条及び第11条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第12条の規定は、任期が6か月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、管理者の定める額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員

(2) その所有に係る住宅(これに準ずるものとして、管理者の定めるものを含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

2 前項の規定により、住居手当の支給を受けることができない職員又は支給を受けることができる職員(この条例による住居手当を受ける職員と同一の世帯に属する職員を除く。)に管理者が定めるところにより住居手当を支給する。

(夜間勤務手当)

第11条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(日直手当)

第12条 日直手当は、日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

第13条～第18条 (略)

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第19条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、第11条及び第12条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第13条の規定は、任期が6か月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第19条 第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第20条 第6条及び第6条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。